

「独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案（抄）

平成19年12月20日

厚生労働省

第1 事務及び事業の見直し

3 建設業退職金共済事業における退職金の支給要件の見直し等

建設業退職金共済事業については、平成18年度末現在、982億円の利益剰余金が発生しており、利益剰余金の発生要因の一つとして、前述の特殊法人に関する行政評価・監視の結果においては、掛金納付月数が24月に満たない場合は掛金が掛け捨てとなることも影響しているとされていること、一般の中小企業退職金共済事業では12月で退職金の受給資格が得られることを踏まえて、退職金の支給要件である掛金納付月数の緩和を検討するものとする。

これに併せ、利益剰余金の在り方については、建設労働者の福祉の増進を図るためには事業を安定的に運営することが肝要であることに配慮しつつ、その原資が過去に事業主が納付又は国から助成された掛金及びそれらの運用益であることも踏まえ、厚生労働省及び勤労者退職金共済機構において、外部の有識者の意見も聴取しつつ検討するものとする。